

『JR東日本会社での“脱退勧奨の不当労働行為”』を認定、
「勝利判決」によるたたかいの到達点を確認し、
今なお職場に蔓延するあらゆる不法行為の根絶を目指し、
健全な JR 東日本・グループ会社を再構築しよう！

2023年8月10日、東京地方裁判所は、歴史に類を見ない労組脱退パワハラを『JR東日本会社での“脱退勧奨の不当労働行為”』と認定し「損害賠償請求訴訟」に対して請求を認める「勝利判決」を下した。私たち輸送サービス労組結成の原点である「あったことをなかったことにはできない」という、あらゆる不条理に屈しない3年8カ月に及ぶたたかいは、企業犯罪を明らかにし、輸送サービス労組運動の新たな地帯を切り拓いた。歴史に刻んだ「勝利判決」によるたたかいの到達点をすべての仲間と確認しよう！

今回の東京地方裁判所で下された判決内容は①ハラスメントを行った管理者の支配介入行為(不当労働行為)が認められた②その上で会社としての使用者責任(民法715条)が認められ、損害賠償が認められた③同時期に各地の現場で脱退勧奨が行われた可能性が高いと認められた④使用者責任に基づき原告1名に対し、5万5000円及びこれに対する平成30年11月20日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを命じた。この裁判では不当労働行為を立証するため、争点を3つに絞り①会社自身の不当労働行為の認定(会社主導)②会社の使用者責任の認定③職場環境配慮義務違反の認定の構成を組み、今回は②会社の使用者責任の認定が成立し「勝利判決」を裁判所が下した。しかし、組織的な脱退勧奨については、会社の主張を受け入れる判断がなされ、事実とは大きく異なる判決が下された。この判決は到底容認することはできず、今なお職場に蔓延する組合差別・パワハラ・強制配転等の不当労働行為や「JR東日本八王子駅パンフ配布処分事件」「ジェイアールバス関東不当労働行為事件」、水戸・東京・八王子地本の「第三者機関を活用した労働委員会」のたたかいを最後までやり抜き、あらゆる不法行為を根絶させ、誰もが安全で安心して働ける、健全な JR 東日本・グループ会社を取り戻さなくてはならない。

この事件は2018年2月9日、JR東日本硬式野球部に所属していた仲間の脱退を契機に、経営幹部による執拗な「職場巡回」という名の「脱退謀議」が繰り返され、現場長らが経営の意に基づく「脱退策動」を一斉に開始した。そして、多くの仲間が労働組合からの脱退を余儀なくされ、仲間との繋がりを絶たれ、心までもが破壊された。その結果、正常な職場運営はおろか職場秩序までもが崩壊し、業務に多大なる影響を今もなお及ぼし続けている。いわずもがな JR 東日本会社によるこれらの行為は、憲法第28条で保障された団結権の侵害であり、労働組合法第7条3項の支配介入の不当労働行為に該当する行為だ。本来であれば労働組合が東京都労働委員会に救済申立てを行う案件だが、かつて所属していた労働組合は労働委員会を活用しない方針を打ち出した。そのため、この事実を救済するためには個人訴訟しかなく、2019年12月26日、原告4名の仲間は、JR東日本の経営の意に基づいて行われた一連の「労組脱退パワハラ」の損害に対する賠償を求め、東京地方裁判所へ JR 東日本会社を相手に提訴した。そして、私たち輸送サービス労組は、連帯するすべての仲間と共に原告4名の仲間の「労組脱退パワハラ訴訟」の勝利を目指し、JR東日本・グループ会社の労働組合を敵視した悪辣な不当労働行為を止めさせ「あったことをなかったことにはできない」という当事者意識を高め、たたかいを推し進めてきた。これまで5回の口頭弁論、6回の進行協議、2回の弁論準備期日を行い、2023年2月2日、3月2日には原告・被告双方の証人尋問を開催した。命懸けで掴んだ数百件に及ぶ証拠に基づき、決して言い逃れのできない真実を堂々と法廷の場で明らかにし、8月10日に下された「勝利判決」で原告4名の仲間と輸送サービス労組の正当性を証明した。

私たち輸送サービス労組は「仲間のためにたたかい、仲間を裏切らない」これからも原告4名の仲間を支え共に歩いていく。長きに渡り支え続けてくれている組合員・ご家族の皆さん、連帯する会、関係する全ての仲間の皆さんのご支援・ご協力に心から感謝を申し上げますとともに、これからも誰一人傍観者にならず、あらゆる不条理には堂々と声を上げよう。そして健全な JR 東日本・グループ会社を再構築するため、一人ひとりが責任をもって行動をするときだ。共に立ち上がろう！

2023年8月14日
JR東日本輸送サービス労働組合
中央執行委員会